

質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>仕様書 4. 業務の内容 「デザインブック」の目的は、‘技術指針において公共標識における国立公園統一マーク及び国立公園フォントの標準例が不足していることからそれらを補いイメージを担保すること、また、国立公園統一マーク以外のロゴマークと表示される場合のルール等を確立すること’ と ‘はじめに’ に記されていることから、公共標識の‘国立公園統一マーク’、‘国立公園フォント’以外の事項（例えば構造）は「技術指針」に従う、という認識でよいか？</p>	<p>本業務は、「技術指針」と「デザインブック」の双方において整合性が取れていない事項に関して、それぞれの役割や位置づけを整理及び検討する業務です。 業務の実施に当たっては「技術指針」の考え方を優先して進めるものの「デザインブック」の考え方を取り込むこともあると考えており、必ずしも「技術指針」に従い業務を実施すればよいというものではありません。 公共標識の構造についても上記考えにより製作にも配慮した現実的なデザインの検討が必要と考えています。</p>